

令和6年2月岡山県議会定例会追加提出予定案件

令和6年2月29日

件 名		内 容
1 条例案件 (16)	別紙のとおり	

番号	題名	提案課	概要
1	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、医療型児童発達支援センターに関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療型児童発達支援センターに関する規定を削除する。 2 児童発達支援センターの設備等の基準について内閣府令と同一の基準に改める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>
2	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、医療型児童発達支援に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療型児童発達支援に関する規定を削除する。 2 指定児童発達支援の取扱方針等の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日。ただし、3の一部については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日)</p>
3	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定入所支援の取扱方針等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定入所支援の取扱方針等の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 2 指定障害児入所施設の移行支援計画の作成等の基準について、内閣府令と同一の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日。ただし、3の一部については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日)</p>

番号	題名	提案課	概要
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、居宅介護計画の作成等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居宅介護計画の作成等の基準について、内閣府・厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 指定就労選択支援の事業を行う事業所の従業者の員数等の基準について、内閣府・厚生労働省令と同一の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日。ただし、2及び3の一部については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）</p>
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、従業者の員数等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の員数等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 地域との連携等の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日）</p>
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、療養介護計画の作成等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養介護計画の作成等の基準について、内閣府・厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 就労選択支援の事業を行う事業所の規模等の基準について、内閣府・厚生労働省令と同一の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日。ただし、2及び3の一部については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）</p>

番号	題名	提案課	概要
7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、職員の配置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配置等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 地域との連携等の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。 3 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>
8	社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、軽費老人ホームの協力医療機関等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽費老人ホームの協力医療機関等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日。ただし、 1の一部については、令和7年4月1日 2の一部については、条例の公布の日)</p>
9	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、養護老人ホームの協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養護老人ホームの協力病院等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>
10	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームの協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホームの協力病院等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 2 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
11	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査室	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、訪問リハビリテーション計画の作成等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 訪問リハビリテーション計画の作成等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（ 施行期日 令和6年4月1日。ただし、 1の一部については、令和6年6月1日又は令和7年4月1日 2の一部については、条例の公布の日又は令和6年6月1日 ）</p>
12	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設の協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 指定介護老人福祉施設の協力病院等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（ 施行期日 令和6年4月1日。ただし、 1の一部については、令和7年4月1日 2の一部については、条例の公布の日 ）</p>
13	介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護老人保健施設の協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 介護老人保健施設の協力病院等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（ 施行期日 令和6年4月1日。ただし、 1の一部については、令和7年4月1日 2の一部については、条例の公布の日 ）</p>

番号	題名	提案課	概要
14	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査室	<p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日。ただし、 1の一部については、令和6年6月1日又は令和7年4月1日 2の一部については、条例の公布の日又は令和6年6月1日）</p>
15	健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止する条例	指導監査室	<p>健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設に係る経過措置期間の満了に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止するものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例を廃止する。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日）</p>
16	介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	<p>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護医療院の協力病院等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 介護医療院の協力病院等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日。ただし、 1の一部については、令和7年4月1日 2の一部については、条例の公布の日）</p>